

三重県総合教育会議設置要綱

(設置目的)

第1条 知事と教育委員会が、十分な意思の疎通を図り、本県の教育に係る課題やあるべき姿を共有し、連携して三重の教育行政に取り組むため、三重県総合教育会議（以下「会議」という。）を設置する。

(構成員)

第2条 会議は、知事及び教育委員会をもって構成する。

(会議)

第3条 会議は、知事が招集する。

- 2 会議は、知事が定める日に開催するものとする。
- 3 教育委員会は、その権限に属する事務に関して協議する必要があると考えられる場合には、知事に対し、協議すべき事項を示して会議の招集を求めることができる。
- 4 知事及び教育委員会は、会議における事務の調整の結果を尊重するものとする。

(意見聴取)

- 第4条 会議は、協議を行うに当たって必要があると認めるときは、関係者又は学識経験を有する者の出席を求め、当該協議すべき事項に関して意見を聴くことができる。
- 2 会議は、継続的に意見を求める必要があると認める場合は、学識経験を有する者に有識者委員として会議に参加することを求めることができる。

(公開)

第5条 会議は、公開する。ただし、次に掲げる場合であって会議で非公開と決定したときは、この限りでない。

- (1) 非開示情報が含まれる事項について、協議・調整を行う場合
- (2) 会議を公開することにより、会議の公正又は円滑な運営に支障が生ずると認められる場合

(議事録)

第6条 知事は、会議の終了後、遅滞なくその議事録を作成し、これを公表するものとする。ただし、前条ただし書に規定する場合にあっては、公表しないことができる。

(事務局)

第7条 会議の事務局を政策企画部政策企画総務課に置く。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。